

# 「乳幼児用ベッドガード」とは

＜乳幼児用ベッドガードの規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十四 乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。）



（写真出典）一般財団法人製品安全協会 提供

## ＜政令規定の解釈（解釈通達）＞

### 主として家庭において

- 病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用ベッドガードは、規制の対象外。  
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドガードであっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドガードもその使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

### 「出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落」の規定における「ベッド」

- ここでの「ベッド」は、乳幼児用ベッド以外のベッド（大人用のベッド）であって、乳幼児用ベッドの内部に入れて使用するベッドガードは規制の対象としない。

### 出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落

- 出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するための製品による事故が生じた状況を考慮したもの。
- なお、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故が生じたといった事故実態等を踏まえ、乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児の睡眠は窒息等のリスクが高いと考えられる。
- 技術基準省令別表第1の2に規定する使用に適した年齢に関する基準を踏まえ、別表第2の2の規定に基づき使用に適した年齢を表示し、出生後18月未満の乳幼児に使用させないこととする。

# 乳幼児用ベッドガードの技術基準

- ・ 関連する国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示す。

## <乳幼児用ベッドガードの技術基準（技術基準省令別表第1）>

- 1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 2 組立式のものにあつては、組立てが容易にでき、組立ての誤りを生じにくい構造を有すること。
- 3 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 4 乳幼児の身体が挟まれにくい構造を有すること。
- 5 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。
- 6 骨組みを有するものにあつては、ベッド（乳幼児用ベッドを除く。）の両端と乳幼児用ベッドガードの両端との隙間に、乳幼児の身体が通る間隔を有すること。
- 7 折りたたむことができる構造を有するものにあつては、使用中容易に折りたたみができない構造で、折りたたみを固定する装置は乳幼児が容易に操作できないこと。
- 8 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度を有すること。
- 9 使用時にマットレスとの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができないこと。
- 10 部品を相互に接続するための接続部品を有するものにあつては、容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。
- 11 接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。
- 12 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

## <国際規格や関連民間規格の扱い（解釈通達別表・法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター）>

1～6及び8～11 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ASTM F2085-19

なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

7 目視及び操作等により確認すること。

国内の民間規格の取扱についても、関係団体からの申し出を踏まえ、その取扱を示す予定。

# 乳幼児用ベッドガードの届出（型式区分）

- 乳幼児用ベッドガードの製造・輸入事業者は、**氏名又は名称及び住所等**に加え、**型式の区分**を届け出ることが必要。

## ＜乳幼児用ベッドガードの型式区分（技術基準省令別表第2）＞

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1 4. 乳幼児用ベッドガード	骨組み	(1) あるもの (2) ないもの
	転落を防止する部位の構造	(1) 柵状のもの (2) ネット状のもの (3) クッション状のもの (4) その他のもの
	折りたたむことができる構造	(1) あるもの (2) ないもの
	骨組みの組立て	(1) あるもの (2) ないもの
	固定用器具	(1) あるもの (2) ないもの
	付属品	(1) あるもの (2) ないもの

### 型式の区分の固定用器具

乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付けるためのベルト又はベッドに固定するための部品を有するものをいう。また、マットレスの下にパイプを挟む製品やマットレスのシーツ等の内部に入れて使用する製品については、技術基準省令別表第2に掲げる乳幼児用ベッドガードの型式の区分に定める固定用器具のうち「(2) ないもの」に該当するものとする